1月分 No.6

件 名	県庁のエレベーターについて
受付日	令和3年1月21日
ご意見・ご提案の 概要	県庁西側の障害者も利用するエレベーターが1ヶ月以上 利用できないのはなぜか。
県の考え方	当該エレベーターにつきましては、点検を実施したところ、滑車部分に不具合が見つかり、部品の調達に時間を要しているところです。 このため、エレベーターが使用できず、ご迷惑とご不快な思いをお掛けしましたことをお詫びいたします。 なお、エレベーターは3月下旬に利用再開を予定しております。
担当課	総務部で制課